

令和元年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和元年12月12日(木)

東洋町議会

余 白

令和元年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所

東洋町役場 議会議場

開会

令和元年12月12日(木) 午前9時00分宣告

出席議員

(8名)

議長	9番	西岡	尚宏	君	副議長	8番	福島	登	君
	2番	高畠	俊彦	君		3番	小松	熙	君
	4番	武山	裕一	君		5番	小野	正路	君
	6番	今宮	裕明	君		7番	田島	毅三夫	君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延	宏幸	君
副町長	長崎	正仁	君
教育長	川田	真由美	君
会計管理者	生松	克祐	君
総務課長	大坪	靖幸	君
税務課長	小池	昭平	君
住民課長	蛭子	浩久	君
産業建設課長	伊吹	真貴博	君
教育次長	北川	晃彦	君
地域包括支援			
センター事務局長	田岡	いずみ	君
総務課長補佐	堀川	歩	君
産業建設課長補佐	手島	憲作	君
産業建設課長補佐	生田	憲一	君
税務課長補佐	近藤	真人	君
代表監査委員	弘田	賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地	仲音
事務局書記	金山	志帆

議事日程

別紙のとおり

議事のでんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

8番 福島 登 君 2番 高畠 俊彦 君

令和元年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和元年12月12日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第31号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第32号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第33号 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについて
- [日程第7] 議案第34号 東洋町情報公開条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第35号 東洋町印鑑条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第36号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第37号 東洋町農業振興地域整備促進事業推進協議会条例の一部を改正することについて

- [日程第11] 議案第38号 令和元年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第39号 令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第40号 令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第41号 令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第42号 芸東衛生組合同規約の一部を変更することについて
- [日程第16] 常任委員会委員の選任について
- [日程第17] 議会運営委員会委員の選任について
- [日程第18] 議会広報編集委員会委員の選任について

令和元年第4回東洋町議会定例会 令和元年12月12日木曜日

議事のでんまつ

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>これより、令和元年第4回東洋町議会定例会を開会します。</p> <p>(開会時間：9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例8件、補正予算4件、その他4件の計16件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和元年8月から10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。</p> <p>次に、閉会中の議員派遣4件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>提案理由に先立ちまして、若干のご報告を申し上げます。</p>

本日、令和元年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え、何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和元年も最後の月を迎えております。

昨年は、7月の豪雨災害がございましたが、本年は台風15号や19号により、関東地方では甚大な被災状況となっているところでございます。

本町では諸行事への影響はございませんでしたが、県内でもイベントを中止する判断に至った事案もあったわけでございます。

国政におきましては、国土強靱化に向けて大規模災害対応として、また本年10月実施の消費税率を10パーセントへの引上げによる影響などに対応するため、経済対策を盛り込んだ大型の補正予算と当初予算の編成方針が、12月5日に閣議決定をされているところでございます。

事業費規模は26兆円程度となる見込みでございますが、予算成立後には詳細な事業が明らかになってまいりますので、財源的に地方に有利な施策を精査をしまして、取り入れてまいりたいと思っております。

今後、地方交付税等の地方一般財源総額の確保など、税制改正の動向に、特に注視していかなければならないと考えるところで

今議会への提出案件でございますが、人事院勧告に基づきます人件費の補正など、補正予算案4件、条例の改正案など8件、その他の件1件、併せて13件の議案を提案させていただきます。

適切なご審議とご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

県知事選についてでございますが、県政におきましては、統一地方選の年、その締めくくりといたしまして、11月24日投開票の県知事選挙が実施されております。

12年ぶりとなる知事選でございましたが、尾崎知事の後継として、浜田省司氏が当選をされ、12月9日から新県政がスタートいたしております。

3期12年間、尾崎県政の市町村との連携を重視してきた実績をですね、柔軟に引き継いでいただきまして、更に安定した高知県政を確立していただけるものと大いに期待を寄せているところでございます。

続きまして芸東衛生組合の解散についてでございます。

昭和47年3月、東洋町、室戸市で設立をしました芸東衛生組合でございますが、両市町で一般廃棄物共同処理を実施してまいりました。

本年6月に芸東衛生組合議会で、解散することの決定がなされているところでございます。

今般、各議会で、規約の変更議案を可決していただきまして、県や関係機関への報告等の手続きを進めまして、本年度末を目処に解散する方向で事務手続きを進めているところでございます。

本組合は、47年間の長い歴史があるわけでございますが、時代の要請とともに、その役割を終えることとなります。

残務処理などは、事務を承継する室戸市が行うこととなります。

今後は新たな負担割合など詳細につきましては、随時、両市町で協議していくこととしております。

最後にですね、暴力事件についてでございます。

新聞には一部報道もされておりますが、誠に遺憾な件としまして、議会及び町民の皆様にもご報告申し上げなければなりません。

1月20日、海の駅で出店者による暴力行為がございまして、器物の一部も損壊される事件が発生しております。

また22日には、本庁舎内で複数の職員への暴力暴行事件が発生をいたしております。

加害者は、20日の事件と同一の者達でございまして、町長室も荒らされる事態に至ったという事実に対しましては、組織として、危機管理上においても、黙認することはできないと考えるところでございます。

自治体の長といたしまして、庁舎、施設の管理上の課題もあるわけでございますけれども、何よりも職員が被害者として、直接暴力を受けたという事実を重大に受け止めていかなければなりません。

私どもは、職員の安全を守り、安心して公務に専念できる職場環境の維持改善に努めていく責務があるわけでございます。

更には、公務員などへの行政対象暴力を含めた、暴力をなくし追放していくという取組が、全国で県民運動として叫ばれ、実施されている今の時代におきまして、そのような取組に反するような事態につきましましては、警察機関との連携を強化していくことは当然のことといたしまして、組織として、公に、対応していかなければならない、と考えるところであります。

この2件の事件に関しましては、既に、法的な措置、対応策などを弁護士に依頼をしていることをご報告申し上げます。

最後に、毎年のごとくでございますけれども、翌年1月早々から、

<p>議長</p>	<p>多くの諸行事が控えております。</p> <p>新元号の令和の年は、災害等が多い年となってしまいましたが、来る令和2年は、平穏な年となりますことを願いますと共に、皆様におかれましては、年末年始、ご自愛くださりますようご祈念を申し上げまして、簡単でございますけれども、12月定例会の開会の挨拶、ご報告といたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、8番、福島登君、並びに2番、高島俊彦君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>令和元年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>12月9日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日12日から、12月17日、火曜日までの6日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日12日の本会議散会后から、委員会及び議案審</p>

査のため休会、17日に再開し、審議、採決ののちに一般質問を行う。

議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。

また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

一般質問については、本日12日午後5時まで、議案質疑の通告期限は、明日13日、金曜日、正午までとする。

次に、すべての子どもによりよい幼児教育、保育の無償化の実現を求める意見書は、総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月17日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの6日間と決定いたしました。

議長

日程第3、議案第30号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件から、日程第14、議案第41号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについてまでの12件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

議案第30号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出でございます。

提案理由でございます。

本町の職員の給与につきまして、本年8月7日の人事院勧告の内容に基づきまして、若年層の俸給月額を平均0.1パーセント、勤勉手当の支給割合を0.05月分ともに引き上げる改定並びに住居手当の改定と併せまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴いまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議案第 3 1 号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

続きまして議案第 3 2 号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 1 2 日提出でございます。

提案理由でございます。

議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号については、関連がございますので、一括してご説明をいたします。

一般職の職員の勤勉手当の支給割合を改定することに準じまして、特別職の町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給割合を 0. 0 5 月分引き上げる改正をし、令和元年 1 2 月 1 日から適用をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第 3 3 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 1 2 日提出でございます。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴いまして、会計年度任用職員制度の導入に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第 34 号でございます。

東洋町情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 12 日提出でございます。

提案理由でございます。

現行の本条例におきましては、情報公開請求の対象となる公文書の定義の中に、電子的方式を含んでおりません。

今回、情報通信の技術発展の状況に鑑みまして、情報公開請求の対象となる公文書の定義に電子的方式を追加するために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第 35 号でございます。

東洋町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 12 日提出でございます。

提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律及び住民基本台帳法施行令が改正をされまして、婚姻等により氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載が可能となったことから、旧氏での印鑑登録及び印鑑証明書への併記を可能とするとともに、併せて字句の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第 36 号でございます。

東洋町介護保険条例の一部を改正しようとするについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 12 日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、本条例第 11 条第 2 項に規定する介護保険料の減免の申請期日に関しまして、現行規定による期日までの申請書の提出が困難である場合に対応いたしまして、期日を撤廃するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第 37 号でございます。

東洋町農業振興地域整備促進事業推進協議会条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 12 日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、土佐あき農業協同組合が、平成 31 年 1 月 1 日付けの合併によりまして、組織の名称が高知県農業協同組合に変更となったために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第 38 号でございます。

令和元年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ3019万円を追加をいたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ33億2769万4千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、町債などを計上いたしております。

歳出では、人事院勧告などに伴う人件費、2020年東京オリンピック聖火リレーに要する経費、安芸広域租税債権管理機構負担金、国民健康保険事業特別会計操出金、東洋町文化会館ブロック塀等改修工などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

10ページでございます。

議案第39号、令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ123万6千円を減額をいたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5億578万9千円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税、繰入金を計上いたしております。

歳出では、職員の人件費、システム改修費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第40号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ3791万4千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ6億2395万円とするものでございます。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを計上いたしております。

歳出では、職員の人件費、施設介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費、介護給付費の還付金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第41号、令和元年度観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ609万4千円を追加し、予算総額を歳入歳

<p>議長</p>	<p>出それぞれ7042万8千円とするものでございます。</p> <p>歳入では、観光施設事業収入を計上いたしております。</p> <p>歳出では、海の駅事業費などを計上いたしております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪 総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、私から、議案第30号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の1ページと新旧対照条文の1ページをご参照ください。</p> <p>議案関係資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>第1条の改正でございます。</p> <p>成年後見制度利用の促進に関する法律の施行に伴いまして、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう制度の見直しがなされております。</p> <p>また、地方公務員法第16条におきましても、欠格条項が規定されていたため、法改正に伴いまして、本町におきましても給与条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>本条例の第16条、第17条及び第18条に規定されております、成年被後見人等は職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定及び職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除するも</p>

のであります。

次に第2条でございます。

今回の改正では、8月7日の人事院勧告に基づいた改正文としております。

第17条第2項第1号中、勤勉手当の年間支給月数の改正でございます。現行の100分の185から100分の190、月数で0.05月引き上げる内容の勧告に基づき本町におきましても、同様の改正をしようとするものでございます。

議案関係資料2ページから7ページにかけまして、給料表の改定では、人事院勧告により、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、初任給を2千円引き上げるとともに、1級から3級を中心に俸給月額を引き上げ後の給料表を掲載させていただいております。

続きまして、新旧対照条文の5ページをお願いいたします。

第3条関係でございます。

傍線の部分が今回の改正でございます。まず、住居手当第8条の2第1項各号では、職員が自ら居住するための住宅を借り受けた場合などに支給されます、手当での基礎控除額の算定にあたっては、公務員宿舎の使用料の平均額を基礎控除額の基準としてきた経緯がございまして、直近の使用料の中間値が、1万6千円台であることから、基礎控除額を4千円引き上げて1万6千円に、6ページをお願いいたします。同条2項第1号ではこれらの改正内容並びに、職員が家賃を支払っている月額の家賃も2万3千円から4千円引き上げ2万7千円に改定しようとするものでございます。

第2号では、前回の条例改正の際に改正漏れがございましたの

で、今回、改正をするものでございます。

次に第17条、勤勉手当の支給割合の改正でございます。

7ページをお願いします。

令和2年度以降の勤勉手当の支給割合を6月、12月とも均等に改正するものでございます。

先ほど、ご説明いたしました第2条関係の改正内容、6月に支給する場合には、100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を今回、100分の95に改正するものでございます。

もう一度、議案関係資料の8ページにお戻り願います。

ページの中段近くにありますが、附則のご説明でございます。

第1条第1項では、成年被後見人等に係る欠格条項の削除について、公布の日から施行することと、住居手当の改正は令和2年4月1日の施行とするものでございます。

第2項の第2条の規定では、勤勉手当及び給料表の改正を平成31年4月1日から適用するものでございます。

最後に第3条住居手当に関する経過措置としまして、令和3年3月31日までは、改正前の住居手当の額から2千円を減じた額を住居手当として支給する経過措置を設けております。

続きまして、議案第31号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例及び議案第32号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することにつきまして、改正の内容が同様でございますので、一括してご説明をいたします。

議案関係資料、10ページと11ページ、それと新旧対照条文では8ページから11ページまでをご参照ください。

今回の改正は、先にも申し上げましたとおり、人事院は、職員給与の引上げ勧告を行っております。

本町におきましても議会議員並びに特別職の町長、副町長、教育長の、期末手当について、これらの経緯や安芸郡下の期末手当の支給月数の改正状況を踏まえまして、条例の改正をしようとするものであります。

今回の改正内容ですが、新旧対照条文 8 ページをご参照願います。

第 1 条関係では、12 月の期末手当の支給月数を改正しようとするものでございます。

12 月の期末手当について、現行の支給割合 100 分の 155 に引上分として 100 分の 5 をプラスし、100 分の 160 に改めるものでございます。

これにより、既に 6 月に支給されました期末手当、100 分の 155 と合わせまして、年間支給割合が 100 分の 315 となります。

続きまして、9 ページをお願いします。

第 2 条関係でございます。

ここでは、令和 2 年度以降の 6 月及び 12 月の期末手当の支給割合を均等にする改正でございまして、年間支給割合、100 分の 315 を、100 分の 157.5 に均等に割り振る改正をしようとするものでございます。

議案関係資料の 10 ページをご参照ください。

附則でございます。

施行期日等は、第 1 条の規定は令和元年 12 月 1 日から適用し、同条第 2 項及び第 2 条の規定につきましては令和 2 年 4 月 1

日から施行することとしております。

特別職につきましても同様の改正内容でございますので、新旧対照条文 10 ページ、11 ページ並びに議案関係資料 11 ページにつきましても後ほどご参照を願います。

次に議案第 33 号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについてご説明をいたします。

本日お配りをさせていただきました、議案関係資料（議案第 33 号）、縦長の資料となりますが、お手元の方をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

制定の趣旨でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定しようとするものでございます。

これまでは、各自治体により様々な任用形態で雇用されてきたところですが、今回の法改正により、会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行することとなります。

この会計年度任用職員とは、一の会計年度を超えない範囲で任用される職員でありまして、本町の非常勤職員等は原則として本制度へ移行することとなるものです。

会計年度任用職員の区分といたしまして、フルタイムとパートタイムにわかれます。

フルタイムとは 1 週間当たりの勤務時間 38 時間 45 分になりますが、正規の職員と同一の時間であるもので、パートタイム

とはそれよりも短い勤務時間であるものをいいます。

それでは主な制定内容につきまして、議案関係資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

下の第3条でございます。

1 ページの一番下になります。第3条でございます。

会計年度任用職員の給与とは、この条例において、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、通勤手当、2 ページをお願いします。特殊勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいいます。

従来の臨時的任用職員等は歳出予算の7 節、賃金に計上していましたが、地方自治法施行規則の一部改正により、来年度から歳出予算に係る節の区分中、7 節賃金が削除され、以降の8 節から2 8 節までの各節が、1 節ずつ繰り上がることとなります。

会計年度職員に係る給与の歳出予算は、給料は2 節、職員手当は3 節、報酬は1 節、期末手当は3 節となります。

第2章フルタイム会計年度任用職員に関する事項でございます。

第5条では職務の級を定めております。

会計年度職員の職務はその職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、職務の級に分類し、その分類の基準となる職務の内容等は、別表に定める等級別基準職務表によるものとします。

ページが飛びますが13 ページをお願いします。

先ほどご説明いたしました内容を記載しております。

職務の級と、基準となる職務の表となっております。

2 ページにお戻りください。

第6条、号給でございます。

会計年度任用職員の号給の決定は、規則で定める基準に従い任命権者が決定いたします。

第7条、給料の支給につきましては、給与条例の規定を準用することとしております。

3 ページに移ります。

第8条～第9条では時間外勤務手当、休日勤務手当について、4 ページをお願いします。

第10条～11条では、宿日直手当、通勤手当、特殊勤務手当、5 ページに移ります。第12条まで給与条例の規定を準用するものでございます。

第13条では、期末手当の支給基準について規定をしております。

期末手当は、任期が6箇月以上の会計年度任用職員に対して支給することとし、任期が6箇月に満たない者は、1会計年度内において任期の合計が6箇月以上に至ったときは、支給対象となります。

ただし、11ページになりますが、附則の一番下にありますが、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例として12ページに移ります、この条例の施行の日において、会計年度任用職員として任用され、この条例の適用を受けることとなった者のうち、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の改正前の法で任用されていた臨時的任用職員等は令和元年12月2日から施行日の前日までの連続した任用期間として在職期間に通算するものとします。

6 ページにお戻りください。

続きまして、第3章、パートタイム会計年度任用職員に関する事項でございます。

第16条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額の算定につきまして、第1項では月額報酬を定める場合、第2項では、日額の報酬を定める場合、第3項は、時間額で報酬の額を定める場合の計算方法を定めております。

第17条では、8ページにかけまして、時間外勤務に係る報酬を、第18条、第19条では休日勤務、特殊勤務に係る報酬を、第20条では、期末手当の支給基準について規定しております。

その支給基準につきましては、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準と同様の内容でございますので、割愛をさせていただきます。

10ページから11ページでございます。

第24条通勤に係る費用弁償として通勤手当相当分は、費用弁償として8節の旅費に計上することとなります。

第25条、公務のための旅行に係る費用弁償は、東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の例によることとします。

附則といたしまして、本条例の施行期日を令和2年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第34号、東洋町情報公開条例の一部を改正することについてご説明をいたします。

新旧対照表の12ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、現行の条例では、情報公開の請求

の対象となる公文書の定義には、カセットテープやビデオテープなどの磁気的方式だけの規定に留まっており、今般、情報通信の発展により、業務における情報システムの導入に伴いまして、業務を行う上で、電磁的記録が増大していることに鑑みまして、C D—ROMやDVD—ROMなどの電子的な方式にも対応を可能とした内容の条例改正を行うものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

蛭子住民課長。

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

私の方からは、議案第35号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについてご説明をいたします。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令が改正され、婚姻等により氏に変更があった者が、住民票に旧氏の記載を求めることができるようになり、住民票に旧氏の記載がされたものについて、旧氏での印鑑登録を可能とするための条文改正と、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることによる条文改正及び文言の整備等、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては議案関係資料の29ページと新旧対照表の13ページをご覧いただきたいと思っております。

主な改正点は第2条で、成年被後見人を意思能力を有しない者

<p>議長</p>	<p>に改めます。</p> <p>次に第5条、第6条、第9条及び第11条で、旧氏での印鑑登録を可能とするための文言の追加、変更を行っております。</p> <p>また第6条、第9条で、磁気テープを磁気ディスクに、記録されているを、記載がされているに改めます。</p> <p>附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。</p> <p>簡単ですが、以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第36号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の31ページと新旧対照表の18ページをお願いいたします。</p> <p>今回の改正は、介護保険料減免申請期日に関し、期日までの申請手続きが困難である場合に対応するため、条例を改正するものでございます。</p> <p>改正内容としまして、東洋町介護保険条例の第11条第2項中、前7日を削り、支払に係る月の前々月の15日を直近の支払日に改め、ならないの次に、ただし町長が特に必要と認めるときは、この限りでない、を加えるものでございます。</p> <p>この条例は、公布の日から施行いたします。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から議案第37号について、ご説明いたします。</p> <p>東洋町農業振興地域整備促進事業推進協議会条例の一部を改正することについて、新旧対照表の最後19ページをご参照ください。</p> <p>条文第3条関係、組織、協議会委員の構成について、第2項委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1)で、改正前では、土佐あき農業協同組合東洋支所長とありましたが、平成31年1月1日付けの合併により、高知県農業協同組合に名称を変更したことに伴い、改正後は高知県農業協同組合東洋支所長に改めるものです。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行するとしております。</p> <p>以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>私から、議案第38号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ3019万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億2769万4千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで休憩をいたします。</p> <p>再開時間は10時20分といたしたいと思えます。</p> <p>(休憩時間：10時06分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時20分)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私から、議案第39号、令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>補正案では歳入歳出それぞれ123万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億2578万9千円としております。</p> <p>次に2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>

<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第40号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>今回の補正は歳入歳出それぞれ3791万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億2395万円とするもので、歳入では保険給付費等の追加分の受入など、歳出では介護サービス費等給付に基づき、各サービス費を増額するものなどとなっております。</p> <p>予算書の8ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは議案第41号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号につきましてご説明いたします。</p> <p>歳入歳出それぞれ609万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7042万8千円とするものです。</p> <p>予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終了いたしました。</p>

町長	<p>日程第 15、議案第 42号、芸東衛生組合規約の一部を変更することについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>議案第 42号でございます。</p> <p>芸東衛生組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 290条の規定に基づきまして、議会の議決を求める。</p> <p>令和元年 12月 12日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>芸東衛生組合の解散の手続きを行うにあたりまして、事務承継等に関する特別の定めを追加するため、同組合規約の一部を変更しようとするものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>それでは議案第 42号、芸東衛生組合規約の一部を変更することについてご説明をいたします。</p> <p>芸東衛生組合は昭和 47年に、室戸市と東洋町の一般廃棄物を共同処理するため設立され、し尿処理施設、ごみ処理施設の維持管理を行っておりましたが、平成 18年に安芸広域メルトセンターが稼働したことに伴い、組合が行う業務等を徐々に縮小してま</p>

いました。

職員数も僅か3名となったことなどを踏まえ、芸東衛生組合議員協議会を芸東衛生組合将来計画検討委員会において、令和元年度中の解散を目指すことが決定されております。

以上のことから、解散に向けた手続きを進めるため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては議案関係資料の31ページをご参照いただきたいと思います。組合規約の第12条に解散による事務の承継、第13条に、解散による決算の審査及び認定の条文を追加しております。

この規約は地方自治法第286条の規定による、高知県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

今後、この改正後の規約等に基づきまして、解散に伴う財産処分、室戸市との協定内容などについて、室戸市、芸東衛生組合と協議を進めていくこととしております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

以上で、提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、議案第42号、芸東衛生組合規約の一部を変更することについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めま

議長

す。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第16、常任委員会委員の選任についてを行います。

東洋町議会委員会条例第3条第1項及び同条例第4条の2第3項、東洋町議会広報の発行に関する条例第5条の規定により委員の任期は2年となっており、東洋町議会委員会条例第7条第5項の規定により、その任期満了日前50日以内に委員の選任を行うことができると思います。

ここで、お諮りいたします。

東洋町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務教育民生常任委員会委員に、武山裕一君、小野正路君、今宮裕明君、福島登君を、産業建設常任委員会委員に、高畠俊彦君、小松熙君、田島毅三夫君、西岡尚宏をそれぞれ指名したいと思います。

なお、同条例第2条第1項第1号の規定により総務教育民生常任委員会の委員の定数は5人となっておりますが、議員1名欠員でありますので、4人としております。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。

ただいま選任されました委員の任期は、東洋町議会委員会条例第4条の規定により、前任の委員の任期満了の翌日、令和2年1

月30日からとなっておりますので、よろしくお願ひします。

日程第17、議会運営委員会委員の選任についてを行います。
お諮りいたします。

東洋町議会委員会条例第7条第4項の規定により、高島俊彦君、小野正路君、今宮裕明君、福島登君を指名したいと思ひます。

なお、同条例第4条の2第2項の規定により議会運営委員会の委員の定数は5人となっておりますが、議員1名欠員でありますので、4人としてお願ひします。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。

ただいま選任されました委員の任期は、東洋町議会委員会条例第4条の2第3項の規定により、前任の委員の任期満了の翌日、令和2年1月30日からとなっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

日程第18、議会広報編集委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

東洋町議会広報の発行に関する条例第4条第2項の規定により、小松熙君、今宮裕明君、福島登君、西岡尚宏を指名したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、17日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次回の議会放送は、17日午前9時から放送します。

これにて議会放送を終了いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(散会時間：10時42分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員